

佐賀県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年一月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
<p>県道 肥前呼子線</p>	<p>東松浦郡玄海町大字有浦上字里三三九三番一地从先から 東松浦郡玄海町大字有浦下字竹ノ下三七六九番三地从先まで 東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一四九〇番一地从先から 東松浦郡玄海町大字諸浦字浜の田三四九番地先まで</p>	<p>平成二三・一二・二二</p>
<p>県道 加倉仮屋港線</p>	<p>東松浦郡玄海町大字有浦上字里三三四七番一地从先から 東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一五〇六番一地从先まで</p>	<p>〃</p>